

## 久地かすみ堤の保全（平成29年2月）



高津区の久地二丁目と溝口六丁目の境に沿ったところにある「かすみ堤」と呼ばれている土手は、春には桜が咲きほこるなど、地域住民の憩い場となっていました。所有者である国が民間への払い下げ方針を示したことから、存続が危ぶまれる事態となりました。地域からは保全を求める声が上がリ、市議会でも議論を重ねて住民の声を後押しし、市当局も国と継続的に協議を行ってきたところ、国は売却処分をやめ、「かすみ堤」は保全されることになりました。

**「かすみ堤」について** 一般に「霞堤」とは、洪水時に一部の水を氾濫させ水位を低下させるように、堤防が所々切断され、そこで氾濫した水が切断部から下流側に流れないように本来の堤防に重複・接続して上流方面に別途堤防を設けるもので、戦国武将の武田信玄の考案とも言われています。本件の久地かすみ堤は、山梨県の信玄堤に代表される霞堤の遺構としての確認はできなかったものの、江戸時代中期に築造されたものが、大正期の国の工事において拡張、改修され、現在の形状になったと考えられています。

### ～ 「かすみ堤」の保全をめぐる ～

平成19年6月 国から民間への払い下げ方針が示されたため、「かすみ堤防を緑道公園にする」とに関する請願が地域住民の方々から市議会議長宛てに提出されました。

平成19年9月 市議会「環境委員会」で請願を審査し、全会一致で採択。また、国に「かすみ堤防の保全を求める意見書」を提出しました。

#### 「請願」・「陳情」とは？

豆知識

市議会では、市政などについての意見や要望を請願、陳情のかたちで受理しています。議長は受理した請願、陳情を本会議で所管の委員会に付託します。

「請願」は、賛同する市議会議員の紹介が必要で、委員会で審査の結論が出たものについて、本会議でも諮りますが、「陳情」は、市議会議員の紹介を必要せず、委員会でのみ審査を行い、結論を本会議には諮らないといった違いがあります。

平成23年3月 川崎市の総合計画の第3期実行計画に「かすみ堤保全活用事業」が示されました。

平成25年2月 国による売却の懸念が再び強まり、「円筒分水、かすみ堤を活かした『緑の回廊』づくり」を推進するため久地かすみ堤の保全、整備を求める請願が地域住民の方々から提出されました。

平成25年5月 市議会「まちづくり委員会」で請願を審査し、全会一致で趣旨採択\*

平成29年2月 国から連絡があり、「かすみ堤」は売却せず、地域の防災、減災を図るために河川区域に再編入し、将来にわたって国が所有し、保全されることになりました。

※ 「趣旨採択」とは、請願の願意については十分に理解できるものの、市の財政事情等から当分の間は願意を実現することに確信が持てない場合等に採られる決定方法

## <議会での審議経過>

### 請願

請願第6号 かすみ堤防を緑道公園にすることに関する請願（平成19年6月11日提出）

国土交通省から売却が提案されている「かすみ堤」の土地を市が買い取り、防災緑道公園や、周囲の生活道路の整備を行うことを求めるもの。

### 【平成19年環境委員会（9月）請願の審査】

### 説明

- 質疑に先立ち、当時公園を所管していた環境局から主に次の説明がありました。
- ・ かすみ堤については、かつて土地の交換による取得に向けて国と交渉し、借地についても協議したが、不調に終わっている。
  - ・ 昨年、土地の取得について、国から市に打診があったが、当該地域は、平成14年に近隣に公園を整備したことから公園の設置計画の上で充足区域となったため、買取りはできない旨の回答をした。

### 質問

二ヶ領用水や国の登録有形文化財である円筒分水も、点として残すだけでなく、線や面として、そこから多摩川までつないでいくグリーンベルトであるかすみ堤を保全してこそ価値が見出されます。また、ここの桜の木を中心とした地元の緑の市民文化や一帯の歴史を語る上での重要なファクターともなっています。買取りを含め保全のため鋭意努力すべきですが、いかがでしょうか。

### 答弁

かすみ堤は、円筒分水から多摩川にかけての緑を結ぶ重要な場所と考えており、可能であれば保全したいのですが、公園の整備という観点からは、街区公園が未設置となっている地区の土地の取得を優先して取り組みたいと考えています。

### 要望

近隣に公園があってこの地域が街区公園の設置基準を充足しているからいらぬということではなく、かすみ堤自体の価値、緑地のあり方という点から検討することが大事です。

### 質問

公園としてだけでなく、かすみ堤を何らかの形で保全するために、環境局が旗振り役となって全庁的に知恵を出す努力をすべきですが、いかがでしょうか。

### 答弁

先日、環境局と高津区役所と総合企画局で、公園以外の用途も含めて検討を行った際には結論が出ませんでした。この請願の審査経過を踏まえて、再度検討を行うことになっています。



請願の審査結果・・・

かすみ堤については、緑地の保全という点からも、また地域の中で歴史的価値のある場所だということからも、しっかりと保全していくべきとの意見があり、請願第6号は全会一致で採択となりました。

さらに、かすみ堤は地域にとって大切な場所であるということを国に伝えるために、国に対して意見書を提出すべきではないかとの意見がありました。

そこで、国に対し、地方自治法第99条に基づき、次の意見書を提出しました。

かすみ堤防の保全を求める意見書

安心して住み続けられる住環境の整備は、市民一人ひとりの願いであり、とりわけ、緑の保全は人々に憩いやうるおいを与えるとともに、快適な住環境を確保するためには欠かせないものである。

川崎市高津区にある「かすみ堤防」は、住宅密集地域の中にあり、地域住民の憩いの場や、子どもたちの遊びの場である上に、災害時の避難場所や避難路としても重要な拠点になりうる。

また、現在、桜並木等の管理は市民協働で行っているが、二ヶ領用水から多摩川への緑の回廊であるとともに地域の文化的・歴史的遺産ともなっており、区民によるまちづくりに欠かせない場所である。

このような中、国では財政難を受け、国有地の払下げを進めているが、民間へ払下げになった場合には、都市住民にとってうるおいを与え、防災拠点にもなる貴重な緑が失われてしまうおそれがある。

よって国におかれては、民間への払下げ等の見直しを含め、貴重な都市部の緑地を保全するために、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月4日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 あて

財務大臣

国土交通大臣

環境大臣

## その後の動き

- 国の京浜河川事務所からは、請願が議会で採択された以上、その結果を重く受け止め、所内で再検討したいと報告がありました。
- 高津区選出議員団が、かすみ堤の保全を求め、毎年、市長に予算要望の申入れを行いました。
- 高津区役所では、平成20年度から、基礎調査を行い、主に地元郷土史家からの聞き取りや、文献調査のほか、住民とのワークショップも開催。平成21年度から平成23年度にかけては、環境、防災、コミュニティといった視点から、かすみ堤が果たす機能についても調査し、地域のさまざまな活動や交流の場としての活用や防災上の役割について整理・考察を行いました。
- 高津区役所を中心に、かすみ堤の取得に向けて意義や手法の検討を行うための庁内委員会を開催し、第3期実行計画の策定作業と並行して、庁内各局で検討を行いました。



### かすみ堤保全活用事業

局と区の連携事業として、川崎市の総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の第3期実行計画（平成23年3月策定）に示されました。高津区久地の通称「かすみ堤」を、二ヶ領用水から多摩川にいたる歴史的・文化的資源との連携を図る水と緑のネットワーク軸として、保全・活用を目指すとしています。



【溝口近辺の二ヶ領用水】



しかしながら、こうした方針を示したものの具体的な買取等の予算化までには至らず、その一方で、請願の採択から5年が経過したこともあり、国からは、かすみ堤を部分的にでも平成25年に買い取るよう予算化を求められました。こうして売却の懸念が再び強まる中、地元住民の方々から再度請願が提出されました。

### 請願

請願第57号 「円筒分水、かすみ堤を活かした『緑の回廊』づくり」を推進するため久地かすみ堤の保全、整備を求める請願（平成25年2月15日提出）

「かすみ堤」の土地を国から買い取り、住民の意見を聞いて保全、整備すること、高津区役所を中心に進めてきた「円筒分水、かすみ堤を活かした『緑の回廊』づくり」を推進することを求めるもの。

## 質問

### 【平成25年まちづくり委員会（5月）請願の審査】

すでに近隣に公園があるため公園用地としてかすみ堤の土地を取得することは困難とのことですが、歴史的価値もあるかすみ堤を緑の回廊として残すことは大事です。単なる公園としてではなく、市の貴重な財産を保全するというので、公園を所管する建設緑政局だけでは限界がありますので、総合企画局や高津区役所など全庁的にこれまでどのように取り組んできたのですか。



【久地円筒分水】

## 答弁

公園整備以外の目的で市の施策に位置付け、保全を行うため、当初は久地円筒分水整備事業の一環として請願対象地を取得する可能性を模索しました。平成23年からの川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画にかすみ堤保全活用事業を位置付け、全庁的に検討しましたが、手法、意義等について合意に至らず、実施内容を明示するまで施策としての具体化が進行していません。今後についても全庁的な調整の必要性は認識していますので、適宜関係局と協議します。

## 質問

財政的な理由で買うことができないのであれば、定期借地みたいな形で長期に借地ができないかとか、有償で借り受けることの可能性はいかがでしょうか。

## 答弁

国からの借地として整備することは、保全・活用の1つの方法と考えておりますので、今後検討します。

## 要望

一度失われてしまった緑を再生させることは非常に困難であるので、対象地に緑が現存する間に、保全に向けて全庁的に連携して手を尽くしてください。

### 請願の審査結果・・・

公園として取得する以外にも全庁で検討すれば様々な方法を見出せると考えられ、また、借地として整備する方法も含め国と協議を進め、かすみ堤の緑を保全すべきであるとの意見があり、請願第57号は全会一致で趣旨採択となりました。

## その後の動き

- 高津区選出議員団からの予算要望に対し、高津区役所は、地域の要望や議会での審議状況を踏まえて、借用を含めた手法も視野に入れ、関係者と連携しながら、引き続き国との協議を進めると回答しました。

- 国土交通省によって、市や地域住民とともに、多摩川の洪水のリスクが高い箇所の共同点検が実施され、かすみ堤のある高津区久地2丁目も対象となりました。

【平成28年第2回定例会（6月）】

## 要望

現在の多摩川洪水ハザードマップでは、かすみ堤のある地域は、1階の床上から1階の軒下まで浸水する区域となっています。防災の観点からも、かすみ堤の保存に向けて引き続きしっかりした協議を国と行ってください。

多摩川洪水避難地図〔多摩川洪水ハザードマップ〕（高津区版）

<https://www.city.kawasaki.jp/530/cmsfiles/contents/0000018/18174/04takatamasin.pdf>



【桜の季節の  
久地かすみ堤】

そして「かすみ堤」の保全へ・・・

- 市では、「かすみ堤」の保全について国と継続的に協議を行っていたところ、平成29年2月、国から「かすみ堤」の今後の取扱いについて連絡がありました。
- 国によると、近年の温暖化の影響による気象変動により、今後も豪雨による水害の頻発や激甚化が想定されることから、「かすみ堤」については売却処分せず、地域の防災、減災を図るために河川区域に再編入したとのことです。
- この結果、「かすみ堤」は、将来に渡って国が所有し、河川として保全されることになり、桜並木のある地域住民憩いの場として残されることになりました。
- なお、河川区域となった「かすみ堤」は、引き続き現状の形で維持されることですが、今後の取扱いは、地元・市・国で引き続き検討することになりました。

# 久地かすみ堤

(高津区ガイドマップより)



○ は、請願を審査した委員会で議論のあった近隣の公園

## 「高津のさんぽみち」

高津区役所では、川崎市初の国登録有形文化財である「久地円筒分水」など地域の歴史や魅力を多くの方にお伝えするために、区内の地域資源をめぐるお散歩コース「高津のさんぽみち」を設けています。

そのうち、「久地かすみ堤」は、円筒分水やニヶ領用水とともに、「円筒分水と久地不動尊コース（水の歴史をしのぶ道）」を構成し、古くから続く水と緑との関わりの歴史を感じるルートに、豊かな緑や春の桜などの見どころを提供しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000091568.html>